

## 3-2 土砂災害危険度の検討

### 1. 実施方針

土砂災害危険度についても3-1と同様に避難を必要とする人口の多さを危険度にとらえ、要避難者数を算定した。危険範囲は、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所を対象とする。

土砂災害警戒区域は、平成13年の土砂災害危険箇所の調査箇所に対して、最新の知見に基づき、新たな調査を行い、区域を設定したものである。但し、これらの調査・区域の指定は、全ての箇所に対して完了していない。よって、将来的には、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が土砂災害の被害範囲となると考えられるが、現時点においては、土砂災害危険箇所＋土砂災害警戒区域の範囲としておくことが妥当と考えられる。その他両者については、「第2章／2-3／1／（3）土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所の整理」を参照のこと。

表 3.2.1 土砂災害警戒区域等の指定数量

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類							
土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		計	
	うち特別		うち特別		うち特別		うち特別
47	25	69	60	0	0	116	85

出典：「土砂災害警戒区域等の指定状況」2016年3月11日 滋賀県HP

### 2. 要避難者数の算定方法

土砂災害はひとたび発生すると命の危険性が非常に高いため、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の範囲（以下、土砂災害危険範囲とする）に入る住宅の全人口、世帯数が避難の必要があるとして要避難者数を推計した。

#### （1）土砂災害危険範囲内住宅の集計

土砂災害危険範囲内住宅の集計は、GISを用いて家屋データ（「H27年家屋固定資産課税台帳」（税務課））と危険範囲を重ね合わせ、危険範囲内に存在する住宅数を集計した。



図 3.2.1 土砂災害危険範囲内住宅の集計

## (2) 土砂災害危険範囲内の人口・世帯数推計

土砂災害危険範囲内の人口・世帯数推計は、(1)の結果及び各種統計情報を用いて以下の算定式を用いて推計した。

土砂災害危険範囲内人口 (人)

$$= \text{土砂災害危険範囲内住戸数 (戸)} \times \text{自治会別の1戸当たり人口 (人/戸)}^{*1}$$

土砂災害危険範囲内世帯 (世帯)

$$= \text{土砂災害危険範囲内住戸数 (戸)} \times \text{自治会別の1戸当たり世帯 (世帯/戸)}^{*1}$$

\*1：自治会別の1戸当たりの人口 (世帯) = 自治会別人口 (世帯) \*2 ÷ 自治会別住戸数\*3

\*2：平成27年10月末データ (市HP「人口の概要」より)

\*3：住戸数の考え方は以下のとおりとする。

戸建住宅\*4は、建物1棟を1戸とする。

集合住宅\*4は、以下の3通りの場合によって設定した。

- ・公営住宅の場合：各公営住宅の住戸数 (市HP「市営住宅一覧表」、滋賀県営住宅管理センターより)
- ・集合住宅のみの自治会の場合：自治会の世帯数を住戸数とする。
- ・上記以外の場合：1階床面積 (㎡) × 0.85 ÷ 40.8 (㎡/戸) × 階数 (階)

0.85：延床面積に占める供用部分の面積比率 (中心市街地における低・未利用地の実態と地権者に用途変更を促す支援策の実行可能性、土木学会論文集2011より)

40.8：彦根市の共同住宅1住宅当たり延べ面積 (㎡) (平成25年住宅・土地統計調査)

\*4：戸建住宅、集合住宅の区分は、「H27年家屋固定資産課税台帳」(税務課)の用途区分が住宅、専用住宅、農家住宅、併用住宅を「戸建住宅」、共同住宅を「集合住宅」とする。

## 3. 要避難者数算定結果

2の方法で算定した結果を以下に示す。本項では、行政区域ごとの集計結果を示し、自治会ごとの集計結果は巻末資料に示す。